



愛媛県報

令和7年11月4日火曜日 第659号

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 医療機関の指定……………（保健福祉課）… 891
- 施術機関の指定……………（ ）… 891
- 指定医療機関の変更……………（ ）… 891
- 指定医療機関の廃止の届出……………（ ）… 891
- 指定施術機関の辞退……………（ ）… 892
- 医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定……………（ ）… 892
- 介護機関（居宅介護事業者）の指定……………（ ）… 892
- 介護機関（介護予防事業者）の指定……………（ ）… 892
- 指定医療機関（指定訪問看護事業者等）の休止の届出……………（ ）… 892
- 指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出……………（ ）… 893
- 指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出……………（ ）… 893
- 製造の請負等の係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱の一部改正……………（会計課）… 893
- 開発行為に関する工事の完了……………（中予地方局建築指導課）… 893
- 道路の供用開始（一般国道494号）……………（中予地方局久万高原土木事務所）… 894
- 指定道路の指定……………（南予地方局八幡浜土木事務所）… 894

公 告

- 争議行為の通知の公表……………（労政雇用課）… 894
- 採石業務管理者試験の合格者の発表……………（土木管理課）… 894
- 令和8年度から令和10年度までにおいて県が発注する製造の請負、物件の売買、役務の提供その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等……………（会計課）… 894

告 示

○愛媛県告示第962号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和7年11月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人慈風会 白石医院	今治市松本町一丁目5番地の9	令和7年8月1日
庄野薬局下町くすの木通り店	西条市大町646-9	令和7年8月1日
クスリのアオキ四国中央三島薬局	四国中央市中曾根町447	令和7年9月1日
なんぐん薬局	南宇和郡愛南町城辺甲2463番地2	令和7年9月1日

○愛媛県告示第963号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術機関を次のように指定した。

令和7年11月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

施術機関の氏名	施術機関の住所	指定年月日
富 山 まり子	今治市大西町新町甲335-2	令和7年8月12日

○愛媛県告示第964号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和7年11月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
瀬尾歯科医院	（変更後） 八幡浜市浜田町3-1352	令和7年5月4日
	（変更前） 八幡浜市1352	

○愛媛県告示第965号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和7年11月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
庄野薬局下町くすの木通り店	西条市大町646-10	令和7年7月31日
平野グリーン薬局	今治市桜井四丁目12-27	令和7年8月31日

○愛媛県告示第966号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第51条第1項の規定により、次のとおり指定施術機関の辞

退があった。

令和7年11月4日

愛媛県知事 中村時広

施術機関氏名	施設名称	施設所在地	辞退年月日
圖子貴之	鍼灸院まつおか	四国中央市川之江町329番地8	令和7年8月26日
伊藤直哉	鍼灸院まつおか	四国中央市川之江町329番地8	令和7年8月26日

○愛媛県告示第967号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

令和7年11月4日

愛媛県知事 中村時広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社ここモア	新居浜市中萩町11番11-123号	ここモア訪問看護ステーション	新居浜市高田二丁目5-63	令和7年9月1日

○愛媛県告示第968号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

令和7年11月4日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社ヒアサ薬局	今治市広紹寺町2丁目3番1号	ヒアサ薬局周布店	西条市周布760-9	令和7年8月18日

○愛媛県告示第969号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

令和7年11月4日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社ヒアサ薬局	今治市広紹寺町2丁目3番1号	ヒアサ薬局周布店	西条市周布760-9	令和7年8月18日

○愛媛県告示第970号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関（指定訪問看護事業者等）から、指定訪問看護事業等を次のように休止した旨の届出があった。

令和7年11月4日

愛媛県知事 中村時広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	休止に係る指定訪問看護事業等を行う事業所		休止年月日
		名称	所在地	
セントケア四国株式会社	香川県高松市中新町11番地1 アクア高松中新町ビル702号	セントケア訪問看護ステーションにいほま	新居浜市星原町15番47号星原町15-47貸店舗1階1号室	令和7年9月30日

○愛媛県告示第971号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和7年11月4日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
総合メディカル株式会社	福岡市中央区大名二丁目9-23	そうごう薬局千代田町店	八幡浜市矢野町七丁目1455番地23	令和7年8月31日

○愛媛県告示第972号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和7年11月4日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
総合メディカル株式会社	福岡市中央区大名二丁目9-23	そうごう薬局千代田町店	八幡浜市矢野町七丁目1455番地23	令和7年8月31日

○愛媛県告示第973号

製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成8年2月愛媛県告示第192号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱の規定は、令和8年度以後の製造の請負等に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査について適用し、令和7年度の製造の請負等に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査については、なお従前の例による。

令和7年11月4日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（変更等の届出） 第6条 資格審査の結果、資格を有すると認められた者は、次に掲げる事項について変更があったとき、又は事業の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止したときは、知事が必要と認める書類を添えて、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。 (1)・(2) 省略 (3) 法人にあつては、代表者の職名及び氏名_____ (4) 個人にあつては、その者の氏名_____ (5)・(6) 省略	（変更等の届出） 第6条 資格審査の結果、資格を有すると認められた者は、次に掲げる事項について変更があったとき、又は事業の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止したときは、知事が必要と認める書類を添えて、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。 (1)・(2) 省略 (3) 法人にあつては、代表者の職名及び氏名<u>並びに実印</u> (4) 個人にあつては、その者の氏名<u>及び実印</u> (5)・(6) 省略

○愛媛県告示第974号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年11月4日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
7中局建（開）第22号 令和7年10月27日	東温市見奈良字廣坪562番3	東温市牛湊1845番地2 ソレアード45 203号 豊川 巧衣

○愛媛県告示第975号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和7年11月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方2807番から 同町笠方2807番まで	令和7年11月4日

○愛媛県告示第976号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。
令和7年11月4日
愛媛県南予地方局長 大 崎 陳 洋

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日
令和7年10月21日
- 指定道路の位置
八幡浜市保内町喜木1番耕地205番1
八幡浜市保内町喜木1番耕地205番2
八幡浜市保内町喜木1番耕地206番5
八幡浜市保内町喜木1番耕地206番11
八幡浜市保内町喜木1番耕地208番1
八幡浜市保内町喜木1番耕地208番2
法定外公共物（道・水）
上記土地の一部
- 指定道路の延長及び幅員
(1) 延長 31.48メートル 59.64メートル
(2) 幅員 6.00メートル 4.00メートル

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長松岡孝典から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和7年10月24日あったので公表する。
令和7年11月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 事件 2025年年末一時金・その他に関する事項
- 日時 2025年11月5日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 場所

法人名	所在地
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
特定医療法人 清和会和ホスピタル	松山市柳原739
一般財団法人 真光会	松山市南高井1491
一般財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13-47
医療法人 十全会十全ユリノキ病院	新居浜市角野新田町1-1-28

八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地160-1
-------------	-----------------

- 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

○公 告

採石業務管理者試験の合格者の発表について

令和7年10月10日に実施した採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。
令和7年11月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

受験番号	受験番号	受験番号
1	3	4

○公 告

令和8年度から令和10年度までにおいて県が発注する製造の請負、物件の売買、役務の提供その他の契約（建設工事及び森林整備工事並びにこれらに付随する測量、調査又は設計の業務委託に係る契約を除く。以下「製造の請負等」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法等を、次のとおり定めた。
令和7年11月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 資格
(1) 競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
イ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により県の入札に参加させないこととされている者でないこと。
ウ 製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成8年2月愛媛県告示第192号）第2条第2項各号に掲げる要件の全てを満たす者であって、同条第1項の規定による審査（以下「資格審査」という。）を受け、適格と認められたものであること。
(2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。
ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者

イ 資格審査を申請する日前2年間に於いて、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

2 申請の時期

令和7年11月10日（月）から令和8年2月27日（金）までとする。

なお、その後も、随時、申請を受け付けるが、この場合には、競争入札に間に合わないことがある。

3 申請の方法

(1) 申請は、入札参加資格審査申請システム（以下「申請システム」という。）（<https://www.ebid-bes.pref.ehime.jp/Shinsei/main?uji.verb=startUp&madoguchiCode=M3800000>）を使用して行うこと。

(2) 申請システムの利用の方法及び申請の要領は、県のホームページ（<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/125150.html>）において公表する。

(3) (1)の規定にかかわらず、やむを得ない事情により書面による申請を希望する場合は、8の問合せ先に問い合わせること。

4 申請に用いる言語

(1) 申請に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

(2) 外国語で申請を行う場合は、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 資格の審査結果の通知

申請者には、資格の審査結果を文書で通知する。

6 資格の効力

資格は、令和8年度から令和10年度までの製造の請負等に係る競争入札について効力を有する。

7 令和11年度から令和13年度までの資格審査

令和11年度から令和13年度までの製造の請負等に係る競争入札に参加する者の資格については、令和10年10月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請を行うこと。

8 問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912-2156